

○湖北環境衛生組合職員分限懲戒等審査委員会規程

〔平成18年3月22日〕
訓令第2号

改正 平成19年9月7日 訓令第1号

(設置)

第1条 職員の分限、懲戒等に関する処分について、その公正を図るため、湖北環境衛生組合職員分限懲戒等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 委員会は、組合職員に対する次に掲げる処分等の案について審査する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項の規定に基づく職員の意に反する降任及び免職の処分
- (2) 地方公務員法第29条の規定に基づく懲戒処分
- (3) その他前2号に準ずる処分

(上申)

第3条 前条による審査が終了したときは、速やかにその結果を文書をもって、管理者又は任命権者に上申する。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副管理者の職にある者の中から互選する。
- 3 委員は、委員長以外の副管理者、会計管理者、事務局長の職にある者を充てる。
- 4 副管理者が出席できないときは、その委員の属する地方公共団体の副市長又は会計管理者が代わって委員として出席することができる。

(委員長の職務等)

第5条 委員長は、委員会の事務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長以外の副管理者の職にある委員の中から互選しその職を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員長及び委員は、自己又は親族の一身上に関する事案については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意を得たときは会議に出席し、発言することができる。

(表決)

第8条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事情の聴取等)

第9条 委員長は、事情があると認めるときは、事案に関係のある職員の出席を求め、事案について事情を聴取し、及び意見を聴取することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局が担当する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年9月7日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。